



## 米国司法省

### 公民権局

司法次官補  
950 Pennsylvania Ave, NW - RFK  
Washington, DC 20530

### 公民権局Eric S. Dreiband(エリック S. ドレイバンド)司法次官補からの声明 新型コロナウイルス感染症2019 (COVID-19)への対応と公民権の保護について

新型コロナウイルス感染症 2019 (COVID-19)に付随する公衆衛生緊急事態に際して、米国司法省公民権局では、公民権の侵害に対して不法な差別の被害者が取るべき対策がわかるように、本声明を発表します。

人種、性別、宗教、出身国、障害、その他の法律で保護された特定集団に基づく差別は、いくつかの連邦法の下で違法であり、民事または刑事責任が生じる場合があります。

<https://www.justice.gov/crt/page/file/921291/download>を参照。さらに、こうした保護された特定集団に基づく違法行為は、連邦法であるヘイトクライム法違反に相当します。

<https://www.justice.gov/crt/hate-crime-laws>を参照。差別は、教育、雇用、安全衛生、住宅、公共施設など、様々な場面で見られる可能性があります。

世界がCOVID-19というパンデミックに対応している中で、司法省では公民権法の適切な施行について注意を払っています。当局は、恐れや偏見から、人種、性別、宗教、出身国あるいはその他の特定集団に基づき、住宅、学校、社会福祉、公的サービス、仕事、情報などへのアクセスが制限されていないことを確認する義務があります。さらに、正しい緊急および健康情報に対するアクセスも重要です。なぜなら、それによって人々は、情報に基づいた意思決定を行い、自分自身、家族、さらに地域コミュニティを守ることができるようになるからです。

また私たちが力を合わせて、特定集団を対象にした違法行為や脅迫を含む違法な差別に対処することが重要になります。他のすべての緊急事態と同様に、COVID-19は多くの異なる人種、宗教、民族の人々、さらに障害を持つ人々に影響を及ぼしています。違法な差別によって、多くの人が正しい治療または情報を受けることを躊躇している可能性もあります。違法な差別行為を禁じる法律を、今すぐ、さらに将来にわたり厳しく執行すべきです。

もしあなたが、人種、性別、宗教、出身国、障害、またはその他の法律で保護されている特定集団を対象とした差別を受けていると感じる場合、苦情を申し立てることができます。申し立ての方法は以下を参照してください(<https://www.justice.gov/crt/how-file-complaint> and <https://www.justice.gov/crt/fcs>)。雇用差別に関する苦情は次のEEOCのサイトで申し立てることができます(<https://www.eeoc.gov/employees/charge.cfm>)。また公民権局に関するお問い合わせは、電話(フリーダイヤル番号855-856-1247または202-514-3827)でも可能です。公民権局では次の情報も提供しています。<https://www.ada.gov> (障害関連の情報)および <https://www.lep.gov> (言語アクセスに関する情報)。

もしあなたが、人種、性別、宗教、出身国、障害、またはほかの法律で保護されている特定

集団を対象とする違法行為や脅迫に関する依頼や情報をお持ちでしたら、お近くのFBI支部までご連絡ください。FBI支部については以下をご参照ください(<https://www.fbi.gov/contact-us/field-offices>)。

米国司法省公民権局では今後も、他の連邦省庁と共同で、COVID-19に関する公民権の問題に継続的に取り組んでまいります。詳細情報については、[www.justice.gov/crt/fcs](http://www.justice.gov/crt/fcs)をご参照ください。COVID-19に対する連邦政府の対応の詳細については、以下を参照ください。[ホワイトハウス: 米国コロナウイルス・ガイドライン](#) ([www.coronavirus.gov](http://www.coronavirus.gov))。

米政府の指針書は、成文法により明示的に認定されるか、あるいは契約書、助成金または共同契約に明示的に援用されていない限り、法の執行及び効力と結びつくものではありません。大統領命令 13891 ならびに行政予算管理局の覚書に基づき、司法省では、歴史的事実を呈示する以外は、同省の指針ポータルまたは他の行政機関や省庁の同様の指針ポータルを通してアクセスすることができない指針書については、それを引用、使用、準拠することはありません。指針書が自主基準を設定している場合(例、推奨行為など)、そうした基準を遵守するかどうかは自主的なものであり、非遵守により法的問題が生じることはありません。指針書は、適用法の範囲において、同省の完全裁量の下で撤回または修正されることがあります。